



## そのほかの各種支援事業について

事業の名称	事業の概要・支援の内容	対象となる方々	助成内容・必要経費など	手続きの方法
補装具費給付事業	身体に障害のある児童の社会生活を支援するために補装具の購入・修理費を助成します。	身体障害者手帳の交付を受けた児童(保護者が市内に居住していること)	車いす、歩行器など必要な補装具の購入・修理費を助成します。 ●費用=原則1割負担 *本人および保護者の所得に応じ一定の負担上限額の自己負担があります。	随時、受け付けています。受け付けから交付まで約1カ月かかります。 ●必要なもの=身体障害者手帳、印鑑(スタンプ印を除く)
障害児短期入所支援事業	発育・発達に固有のニーズがある児童および家族が、病気などの理由により在宅で介護できなくなった場合、一時的に施設へ入所できます。	身体障害者手帳の交付を受けているまたは知的に障害を有する児童	宿泊を伴う場合が対象です。 ●利用できる日数=原則1~7日 ●入所する施設=県が指定した事業所 *保護者の課税状況などにより自己負担があります。	随時、受け付けています。 ●必要なもの=印鑑(スタンプ印を除く)、本人および世帯全員分の金融機関の通帳
障害児居宅介護支援事業	発育・発達に固有のニーズがある児童の日常生活を支援するためにホームヘルパーを派遣します。	身体障害者手帳の交付を受けている児童または知的に障害がある児童	状況に応じてホームヘルパーを派遣します。 ●派遣の基準=月毎に基準があります。 *保護者の課税状況などにより自己負担があります。	随時、受け付けています。 ●必要なもの=印鑑(スタンプ印を除く)、本人および世帯全員分の金融機関の通帳
知的障害児通園事業	知的障害のある幼児に、療育訓練や家庭における訓練方法の指導を行います。	0歳から小学校就学前までの、在宅の知的障害のある幼児	利用決定は県が判断します。 ●実施施設=つくし園(永利町) *保護者の課税状況などにより自己負担があります。 *本市内に住所を有する児童については、負担金を市が助成する制度があります。	事前に県の利用決定を受ける必要があります。 北薩地域振興局地域保健福祉課により待機状況を踏まえ受け付けをします。 必要書類については、北薩地域振興局地域保健福祉課(☎0996-23-3166)へお問い合わせください。
障害児デイサービス支援事業	発育・発達に固有のニーズがある幼児が保護者とともに通園し、日常生活の基本動作の訓練などを行います。	保護者とともに通園できる0歳から小学校就学前までの、在宅の発育・発達に固有のニーズがある幼児	利用日数と時間は市が決定します。 ●実施施設=つくし園(永利町) *保護者の課税状況などにより自己負担があります。 *本市内に住所を有する児童については、負担金を市が助成する制度があります。	随時、受け付けています。 ●必要なもの=印鑑(スタンプ印を除く)、本人および世帯全員分の金融機関の通帳
日中一時支援事業	発育・発達に固有のニーズがある児童および家族が、病気などの理由により在宅で介護できなくなった場合、一時的に施設で預かります。	身体障害者手帳の交付を受けている児童または知的に障害がある児童	宿泊を伴わない場合が対象になります。 ●利用できる日数=宿泊を伴わない時間 ●入所する施設=県が指定した事業所 *保護者の課税状況などにより自己負担があります。	随時、受け付けています。 ●必要なもの=印鑑(スタンプ印を除く)、本人および世帯全員分の金融機関の通帳
移動支援事業	発育・発達に固有のニーズがある児童の移動支援を行います。	身体障害者手帳の交付を受けている児童または知的に障害がある児童	状況に応じてホームヘルパーを派遣します。 ●派遣の基準=市が決定 *保護者の課税状況などにより自己負担があります。	随時、受け付けています。 ●必要なもの=印鑑(スタンプ印を除く)、本人および世帯全員分の金融機関の通帳

【申請・問合先】=本庁高齢・障害福祉課(内線2183)および各支所市民福祉課

# 国民年金保険料の免除・納付猶予制度のご案内



経済的な理由などで国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。  
免除の申請が承認されると、保険料の全額または一部の納付義務が免除されます。  
平成20年度の保険料額は下表の通りです。なお、全額免除および一部免除のどの制度に該当するかは本人・配偶者および世帯主の所得によって異なりますので、詳しくは下記問合先で確認してください。

平成20年度保険料納付額(月額)	
免除を受けなかった場合	14,410円
3/4免除の場合	3,600円
半額免除の場合	7,210円
1/4免除の場合	10,810円

◎将来の老齢基礎年金が受給できなくなったり、受給できても金額が少なくなることがあります。  
◎障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に年金を受け取ることができなくなる場合があります。  
\*一部免除の承認を受けても、残りの部分を納付しないと未納と同じ扱いとなります(詳しくは下表をご覧ください)。  
\*免除制度を利用しなかった場合は2年間しかさかのぼって納付できません(免除制度を利用した場合は最大10年間のさかのぼることができます)。

### 【納付・免除別対応表】

種類	老齢基礎年金の資格期間には	老齢基礎年金額の納付期間に	万一の障害基礎年金・遺族基礎年金の保障は	後から保険料を納めたいときには
全額免除	認められます	1/3として計算	あります	10年以内なら追納できます
3/4免除		1/2として計算		10年以内なら追納できます(一部免除の部分)
半額免除		2/3として計算		
1/4免除		5/6として計算		
納付猶予		計算されません		10年以内なら追納できます
学生特例		計算されません		
未納	認められません	計算されません	ありません	2年を過ぎると納付できません

●申請は原則として毎年必要です。  
国民年金の免除申請は原則毎年必要です。  
ただし、全額免除または若年者納付猶予制度の該当者で、翌年度も引き続き免除または若年者納付猶予の申請を希望した場合は、申請書の提出は不要です。詳しくは、お問い合わせください。

●申請に必要なもの  
▼学生の方⇨学生証の写し、または在学証明書(原本)  
▼平成19年中に失業した方⇨離職票の写しまたは雇用保険受給資格者証の写し  
▼平成20年1月1日以降に本市に転入した方⇨前住所地での所得証明書

●受付窓口・問合先  
▼本庁市民課(内線2544)  
または各支所市民福祉課  
▼川内社会保険事務所  
☎0996(22)5276

●申請期間(平成20年度分)⇨7月1日~平成21年7月末  
\*ただし、学生納付特例は、4月1日~平成21年4月末